

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(事前届出等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行うとする者(次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする者及び第五条の二第一項の規定により同項に規定する申請等を行うとする者を除く。)(又は電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行うとする者(第八条第一項ただし書の規定の適用を受けようとする者を除く。))は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならぬ。

一 氏名(法人については、名称。以下この条及び第五条の二において同じ。)、住所又は居所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この条及び第五条の二において同じ。)(国税に関する法令以外の法令の規定に基づき当該申請等を行うとする者又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)

二・三 省 略
257 省 略

(電子情報処理組織による申請等)

第五条 省 略

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、前項の規定により申請書面等記載事項を入力して送信する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができないう場合には、同項の規定にかかわらず、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録(次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り)に記録された

改 正 前

(事前届出等)

第四条 同 上

一 氏名(法人については、名称。以下この条及び第五条の二において同じ。)、住所又は居所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び第五条の二において同じ。)(国税に関する法令以外の法令の規定に基づき当該申請等を行うとする者又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)

二・三 同 上
257 同 上

(電子情報処理組織による申請等)

第五条 同 上

2 同 上

当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行うことができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 省略

二 白色から黒色までの階調が二百五十六階調以上であること。

3
5
7 省略

附則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

一 同上

二 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上であること。

3
5
7 同上